

○国立大学法人筑波大学の学長の任期に関する規則

〔平成18年9月11日
法人規則第44号〕

国立大学法人筑波大学の学長の任期に関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の学長（以下「学長」という。）の任期について定めることを目的とする。

(任期)

第2条 学長の任期は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の運営における中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施と連動させることを基本とし、その始期は中期計画期間開始の1年前とする。

2 学長の任期は、4年とし、引き続き再任されることができる。この場合において、再任の任期は2年とする。

3 学長は、引き続き6年を超えて在任することはできない。ただし、次条第2項により学長に就任した者にあつては、この限りでない。

(学長が再任されない場合の特例)

第3条 学長が前条第2項に規定する4年の任期満了後再任されない場合、次の学長の任期は2年とする。

2 前項に規定する任期2年の学長が、その任期満了後、再び学長に就任することを妨げない。この場合、学長の任期は、前条第2項によるものとし、引き続き8年を超えて在任することはできない。

(学長が欠員となった場合の特例)

第4条 学長が任期の途中で辞任するなど欠員が生じた場合、後任の学長の任期は、学長選考会議が、残任期間等を考慮し、改めて定めるものとする。

(この法人規則の実施及び解釈)

第5条 この法人規則の実施及び解釈につき疑義があるときは、学長選考会議が決定する。

(雑則)

第6条 この法人規則に定めるもののほか、学長の任期に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、別に法人の規則で定める。

附 則

1 この法人規則は、平成18年9月11日から施行する。

- 2 この法人規則の施行の際、現に学長である者にこの法人規則を適用する場合には、第2条第2項中「4年」とあるのは「3年」と読み替えるものとする。